

市街化調整区域における『50戸連たん制度』を運用します。

鳥栖市では、市街化調整区域の既存集落の人口減少抑制と地域コミュニティの維持を図ることを目的に、平成30年4月から『50戸連たん制度』を運用します。

この制度は、佐賀県都市計画法施行条例の運用となります。今回は『江島地区』が指定されました。指定区域内においては戸建専用住宅の開発（建築）が可能となります。（ただし、以下の点に留意が必要です。）

【留意事項】

※指定区域内であっても、道路接道要件を満たさない土地には開発（建築）できません。

※都市計画法で定められた開発許可不要とされている建築物以外は、全て開発（建築）許可が必要となります。

※指定区域内の農地については、上記開発（建築）許可と共に、農地転用許可が必要となります。

※これまでの許可要件（都市計画法第34条各号）は従前どおりの運用となります。

※50戸連たん制度の運用では、共同住宅の開発（建築）はできません。

■指定区域

（名称）江島地区：平成30年4月10日区域指定

区域の所在	区域面積 (ha)	開発（建築） 可能な建築物	建ぺい率／容積率 (%)	高さ制限 (m)
江島町の一部	40.4	戸建専用住宅のみ	60／200	10

（指定区域図）裏面のとおり

※区域図は参考図であるため、土地・建物の取引や開発（建築）の際には、市まちづくり推進課においてご確認下さい。

■お問い合わせ

鳥栖市企画政策部まちづくり推進課

Fax：0942-85-2114

Tel：0942-85-3601

E-mail：machi@city.tosu.lg.jp

50戸連たん（江島地区）指定区域

※区域図は参考図であるため、土地・建物の取引や開発（建築）の際には、市まちづくり推進課においてご確認下さい。

